

### (3) 重症心身障害児者とその家族への支援

医療ニーズの高い重症心身障害児者が地域で安心して暮らす上で、在宅で介護を行う家族の負担軽減に資する短期入所（レスパイトサービス）は、利用ニーズが高いものの、地域的偏在の課題もあり、本県では必ずしも環境整備が十分とはいえない状況にあります。このため、平成26年度に創設した「重症心身障害児者と家族の安心生活サポート事業」により、地域バランスのとれた短期入所の整備・拡充を進めます。

#### ① 重症心身障害児者レスパイトサービス拡大促進事業

市町村と連携し、短期入所事業所に対し、重症心身障害児者による短期入所の利用日数に応じた補助を行い、事業所の運営を支援するものです。

#### ② 重症心身障害児者レスパイトサービス施設開設等支援事業

短期入所事業所に対し、重症心身障害児者の新規受け入れ又は受け入れの拡大のために必要な設備整備又は備品購入に要する費用の一部を補助するものです。

#### ③ 重症心身障害者への理解促進事業

医療機関等の代表者や看護師等を対象に、重症心身障害児者への理解やケア技術の向上等を図るための研修会を開催し、受け入れ体制の整備を支援するものです。

#### ○医療的ケアを行う短期入所施設数

現況値（平成27年2月1日）9施設 → 平成28年度目標値 17施設

### (4) 成年後見制度の活用などの権利擁護の推進

知的障害や精神障害などにより判断能力が不十分な人や生活に不安がある人の権利を擁護するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知及び利用促進に努めています。特に成年後見制度については、障害者総合支援法では、同制度の利用支援事業が市町村の地域生活支援事業において、必須事業として位置付けられており、同事業を通じて成年後見制度の有効活用を促進していきます。

### (5) 福祉のまちづくり推進事業

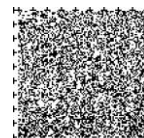
岡山県福祉のまちづくり条例に基づき、障害のある人の活動を阻むさまざまなバリア（障壁）を取り除き、誰もが自由に行動し、安全で快適に生活できるバリアフリー社会の実現を目指して、「心」「情報」「物」の3つのバリアフリーを総合的に推進します。

### (6) 県営住宅における障害のある人への優遇措置

県営住宅における障害のある人の入居について、以下の優遇措置を行います。

#### ① 当選率の優遇措置等

当選率の優遇措置を行うとともに、県営住宅への入居収入基準の緩和措置を行うものです。



## ② 身体障害のある人への住宅の確保

下肢機能障害等の1級もしくは2級の身体障害のある人がいる世帯を入居可能とする住宅を確保するものです。

## ③ 同居親族要件の緩和

申込資格の1つとして、同居親族がいることを入居要件としていますが、障害のある人については、単身入居を可能とするものです。

## ④ 家賃減免制度

入居者又は同居者が所得税法に規定する特別障害者である場合に原則として家賃の25%を減免するものです。

